

## 評語等の解説

### 【能力評価】

#### ◇ 全体評語（事務局長）

中位より上	A : 当該職位として優秀な能力発揮状況である。
中位	B : 当該職位として求められる能力がおおむね発揮されている状況である。（通常）
中位より下 (第8条2項)	C : 当該職位の求められる能力が一部しか、又は、ほとんど発揮されていない状況である。

#### ◇ 全体評語（事務局長以外の職員）

中位より上	S : 求められる行動が全て確実にとられており、当該職位として特に優秀な能力発揮状況である。
	A : 求められる行動が十分にとられており、当該職位として優秀な能力発揮状況である。
中位	B : 求められる行動がおおむねとられており、当該職位として求められる能力がおおむね発揮されている状況である。（通常）
中位より下 (第8条2項)	C : 求められる行動が一部しかとられておらず、当該職位として十分な能力発揮状況とはいえない。（当該職位の職務を遂行するために求められる能力を発揮していないとまではいえない。）
	D : 求められる行動がほとんどとられておらず、当該職位に必要な能力発揮状況でない。（当該職位の職務を遂行するために求められる能力の発揮の程度に達していない。）

#### ◇ 個別評語（評価項目及び行動ごとの評語）（事務局長以外の職員）

s	: 求められる行動が確実にとられており、付加価値を生む、他の職員の模範となるなどの職務遂行状況である。
a	: 求められる行動が確実にとられていた。
b	: 求められる行動がおおむねとられていた。（通常）
c	: 求められる行動が最低限はとられていた。（できた場合もあったが、できなかったことの方が多いため、総じて判断すれば、とられていた行動が物足りなかった。）
d	: 求められる行動が全くとられていなかった。

### 【特別評価】

#### ◇ 全体評語

上位	可 : 「不可」には該当しない状態である。
下位 (第12条2号・ 第8条2項)	不可 : 求められる行動がほとんどとられておらず、当該職位に必要な能力発揮状況でない。（当該職位の職務を遂行するために求められる能力の発揮の程度に達していない。）